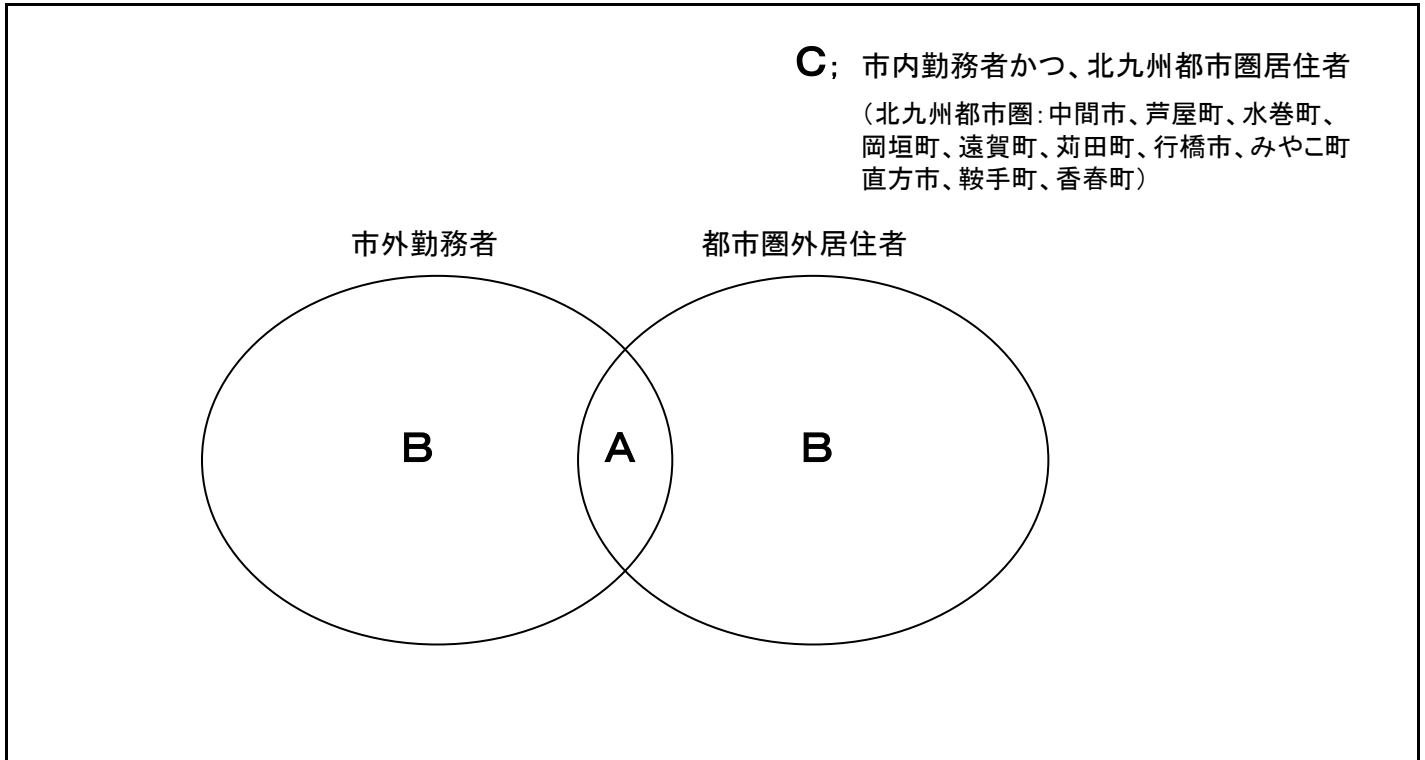


募集戸数を上回った場合の公開抽選基準



◎優先順位について

優先順位 1番	市外勤務者かつ都市圏外居住者	...	A
優先順位 2番	市外勤務者または都市圏外居住者	...	B
優先順位 3番	市内勤務者かつ都市圏居住者	...	C

◎公開抽選基準について

各募集期間において、募集戸数に達しなかった場合は、残募集戸数を次募集に繰り越します。
(21年度募集戸数 20戸×5回募集=100戸募集)

- 例 ① 募集戸数20戸に対し、Aの該当者のみで20件をこえた場合。
→ Aの該当者のみの抽選となり、B、Cの該当者は抽選に参加できません。
- 例 ② 募集戸数20戸に対し、Aの該当者が10件、Bの該当者が15件の場合。
→ Aの該当者10件は確定、Bの該当者15件で抽選を行い、10件を決めます。
Cの該当者は参加できません。
- 例 ③ 募集戸数20戸に対し、Aの該当者が5件、Bの該当者が10件Cの該当者が10件の場合。
→ Aの該当者5件は確定、Bの該当者10件も確定、Cの該当者10件で抽選を行い、5件を決めます。

※会員様へ

平成21年度から公開抽選基準が変更となりましたので、住まい支援事業対象のお客様には、認定申請を提出される前に、お客様に対して抽選基準の周知を十分行って下さい。